



令和4年9月29日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 仲谷善弘

次期制度改正へ「給付と負担」の検討開始 ― 社保審・介護保険部会 ―

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

次の介護保険制度改正に向け、社会保障審議会の介護保険部会は26日、「給付と負担」に関する検討を始めました。政府が6月に閣議決定した骨太方針2022などを踏まえた対応で、議論では抜本的な対策を求める声や、能力に応じた負担は避けられないといった指摘がありました。部会では、年末に意見を取りまとめます。

厚生労働省は26日の部会で、介護保険での給付と負担に関するこれまでの指摘事項を整理しました。具体的には、▽被保険者や受給権者の範囲 ▽低所得の介護保険施設入所者への食費・居住費の補助（補足給付）に関する給付の在り方 ▽多床室の室料負担 ▽ケアマネジメントに関する給付の在り方 ▽軽症者への生活援助サービス等に関する在り方 ▽「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準 ▽福祉用具貸与の見直しに関する部会での指摘や政府の考え方など。

このうち、「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準については、財政制度等審議会が5月にまとめた提言で、介護保険サービスの利用者負担を原則2割とすることや2割負担の対象範囲の拡大、現役世代並み所得（3割負担）の判断基準の見直しを、24年度からの第9期介護保険事業計画期間に向けて検討して結論を得るべきだと指摘していました。

また、政府は骨太方針2022に、持続可能な社会保障制度を構築するため、給付と負担のバランスの確保や各種保険制度における能力に応じた負担の在り方の総合的な検討、現役世代の負担上昇の抑制などを盛り込みました。議論では、江澤和彦委員（日本医師会常任理事）が、75歳以上の高齢者が急増する中で給付と負担に関して抜本的な対策が急務だと主張。部会長代理の野口晴子委員（早稲田大学 政治経済学術院教授）は、負担能力のある人に相応の負担をしてもらうことは避けられない状況だと述べました。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で経済が低迷しているだけでなく、物価が高騰している中で、これ以上の利用者負担の増加は回避すべきだとの意見も上がりました。

※詳細資料については、下記URLをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28065.html